

令和元年度 第6回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和2年1月28日（火）9時30分 ～ 12時30分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、岡部委員、木下委員、五嶋委員、片谷委員、藤井委員、田中伸治委員、中村委員、堀江委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、田中稲子委員
開催形態	公開（傍聴者 20人）
議 題	1 （仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 計画段階環境配慮書 2 （仮称）上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書 3 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 計画段階配慮書
決定事項	令和元年度第5回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 1 令和元年度第5回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし 2 議題 (1) （仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 計画段階環境配慮書について ア 配慮書について事業者が説明した。 イ 質疑 【五嶋委員】 スライド10ページの事業計画の中で、土地区画整理事業によらない手法とは具体的にはどのような手法でしょうか。 【奥 会 長】 複数案の検討はしないと御説明がありましたが、土地区画整理事業以外に他にどういうことが想定されるのかということです。 【土地区画整理事業者】 今回、まちづくりを行う中で、戦後70年間、跡地をお持ちの方が基地内にいて、（土地利用に）制限を加えてきました。そういった形の中で、まちづくりを行っていきこうということでスタートしています。基地が返還されてから。その中で、将来どんなまちにしていくなかについては、農業を継続する方ももちろんいます。一方、土地を活用したいという地権者もいます。そういった中で、上瀬谷のまちをどういう方向で進めていくかについては、まち全体を、バランスを取りながら、まちづくりを行っていきこうという中でスタートしています。 まちづくりを行うためには、道路を造り、公共施設も造らなくてはなりません。農地の造成もしなければなりません。直接道路を造って、買収していく方法もありますが、（土地）区画整理で（地権者の）皆さんから土地を提供していただいて、まちづくりを行っていきこうというスタンスでスタートしました。直接買収して道路を造る方法もありますが、コストもかかります。まちづくりを行っていくためには、（地権者の）皆さんと協力して行っていくというスタンスで、土地区画整理事業で行うこととしました。 【五嶋委員】 （事業実施想定）区域の中で、環境保全という観点からは、里山のエリアは大半を占めていますが、かなり大半が失われることとなりますが、そのことに対する評価については、スライドでは可能な範囲で対応	

するので問題ない、としていますが、環境評価する側からすれば、広大なエリアの消失が生態系にどういう影響を与えるかを評価しなければなりません。定量的、定性的な評価が重要になると思いますが、その点について追加（の説明）をいただけないでしょうか。

【土地区画整理事業者】

今回、まちづくりを行っていく中で、都市的土地利用を行っていくのですが、環境に配慮した事も考えていかなければならないということから、（土地利用ゾーンの）一番右下に公園・防災ゾーンを設けています。そこには、（旧上瀬谷通信施設）地区の外に市民の森もありますので、そこと連坦性を確保していきます。後は、農業振興という形で、環状4号線の西側に緑を確保していくということで、まずは、大きく緑を確保していくことを考えています。観光・賑わいゾーン、物流ゾーンという形で、着色していますが（設けていますが、）このまちづくり全体でグリーンインフラの活用や（旧上瀬谷通信施設）地区全体で緑を入れていくことですとか、道路や公共施設には緑を入れていくことで、（旧上瀬谷通信施設地区全体で）緑を確保して、環境を活かしたまちづくり、今ある自然を活かしたまちづくりを進めていくことを考えています。

【五嶋委員】

ホテルの生息域は改変されることになるとありますが、これを定性的に（評価）すると、エリアとしてはホテルの生息域はほぼ変わらない、あるいは何割減になるなど、もう少し定性的な、定量的な御説明があると良いと思います。そのような表現はできないでしょうか。環境に与える負荷をどのように判断できるかという材料が少し乏しいと思います。

【土地区画整理事業者】

具体的には、事業実施段階（の環境影響評価）で判断することになると考えています。

文献調査で行っている段階ですので、今、ホテルの生息域がどういった状態か、ホテルが生息しているのかについては、調査をしてから、判断していくとともに、公園・防災ゾーンであれば、改変しないなどのやり方もあると思います。そういったことも含めて、事業実施段階（の環境影響評価）で決めていきたいと思っています。

【奥会長】

計画段階（環境）配慮書ですので、定量的な評価というのは、事業の具体的な中身が決まっていない段階では難しいとのことですので、こういう方向で、こういう項目については配慮していくということがこの段階では示されているということです。項目が落ちていたり、考え方が不十分である点があれば、御指摘を頂ければと思います。

【中村委員】

土壤汚染についてお伺いします。配慮書3-24ページの表3.2-12に、（調査区域内に）土壤汚染があったと書いてありますが、テトラクロロエチレンの濃度のデータを入れて欲しいです。瀬谷四丁目と書いてありますが、その前（配慮書3-22ページ）の地下水の汚染について、瀬谷区相沢三丁目と同じテトラクロロエチレンのデータがあります。事業（実施想定）区域というのは、下水道もなかったということで、それで旧（日本）海軍や米軍のこのようなもの（施設）があるということで、今後、土対法（土壤汚染対策法）に基づいて、メッシュ刻んで色々対応すると思いますが、是非、（事業実施想定区域に）下水道がなくて（汚染物質が）埋もれていると、地下水への影響がどうなっているのか、（瀬谷）四丁目（の土壤汚染）と（相沢三丁目の）地下水のデータとここ（測定地点）とは繋がっていないのかを知りたいと思いました。

土対法に基づいてメッシュ刻んで対応して欲しいのと、その時には地

下水への影響があるのか、ないのかについても、是非調査して欲しいと思います。

【奥会長】 今後に向けての要望ということです。

【土地区画整理事業者】 土壌汚染対策については、(事業実施想定区域は)(旧)日本(海)軍が使用していて、米軍が接収した経緯がありますので、土壌汚染対策法に基づいて、今後、事業実施段階(の環境影響評価)で対応したいと思っています。

配慮書3-24ページの瀬谷四丁目の(土壌汚染と)地下水との関係についても可能な限り調査をします。

ここ(土壌汚染が確認されている瀬谷四丁目)は、瀬谷駅南口の再開発を行っているエリアでして、その調査の時に出てきた物質です。詳しいデータはありませんが、今後、関係性も含めて、事業実施段階(の環境影響評価)で示したいと思っています。

【奥会長】 よろしくをお願いします。

【片谷委員】 現地視察の際に、計画区域(事業実施想定区域)の中で穴を掘っている場所がありましたが、あれは何の調査ですか。

【土地区画整理事業者】 環状4号線の広場の南側でボーリングをしていたところかと思いますが、新たな交通の関係の地質調査です。

【片谷委員】 土壌汚染を意識した調査ではないということですか。

【土地区画整理事業者】 土壌汚染については、地歴などを踏まえて、法律に基づいて、実施していくことを考えています。

【片谷委員】 分かりました。

昨今、米軍基地関連の土壌汚染は話題になることが多いので、しっかりと対応していただきたいです。これは単なる要望です。

調査、予測及び評価の結果の説明で、大変気になった点があります。全ての項目について、実行可能な範囲で低減されていると評価したと説明していましたが、主務省令には評価の手法として、「実行可能な範囲内でできる限り回避され、」と書いてあります。今の説明の中では、「実行可能な範囲内で回避される」としか説明していませんでした。穿った見方をすると、実行な範囲の最小限でもいいことになってしまいます。これは、事業者の姿勢として、大変問題のある発言ですので、できる限り、というのは絶対に抜かないようにしていただきたいというのを要望として申し上げます。

【奥会長】 ただいま御指摘いただいたのは、主務省令の第9条第1項第2号になります。

「実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうか、」と記載されていますので、実行可能な範囲であると、どの程度でも良いということになりますので、今の御指摘には対応していただければと思います。

【土地区画整理事業者】 御指摘のとおり対応していきたいと思っています。

【木下委員】 これだけの大規模な事業ですので、非常に大変だということはよく分かります。

ただ、今、御指摘のあったとおり、計画段階というのは、できる限り環境影響の大きなものについては回避、低減をしていくことが趣旨です。答えづらいことかもしれませんが、何を回避、低減の項目として考

えているのか、どの程度の規模のものなのか、腹案があれば教えてください。

【土地区画整理事業者】

できる限り回避するということについては、242ヘクタールの広大な敷地ですが、残すところはしっかりと残していく、残した上で、残したところをそのまま、今の生物が活かせる、生態系が保たれる、そうしたことを考える形になると思います。観光・賑わいゾーンや物流ゾーンができると分断というイメージがありますが、まち全体で緑を取り入れていきながら、少しでも生態系を守っていく、今の自然を活かしていくことを考えていきます。具体的には、事業実施段階（の環境影響評価）で、民間の方たちも含めて、上瀬谷のまちに自然をどう活かしていくかを議論しながら、取り組んでいきます。

【木下委員】

スライド10ページの他の手法というのは、本来はゼロオプションで、色々な施設、公園や軌道や道路などが入ってくるという形で作りあげていったときに、環境上はどの程度の影響があるのか、そういう比較があると説明がしやすいのではないかと思います。

また、同じページに区画整理で土地を集約するとありますが、区画整理では土地は集約できますが、下手をすると、換地の段階で土地の改変が上手くいかないケースがあり得ます。単なる土地の集約だけではなく、環境に負荷がかからない土地の集約の仕方を、地元の皆さんと、できるのかをよく評価していただくと良いのではないかと思います。

【奥会長】

今回の場合は、特に自然を如何に保全していくのか、できる限り保全していただきたいというのが、アセス審（当審査会）としてはそういった意向が強くあると思いますので、土地区画整理事業という手法を選定していますが、しっかりと環境配慮が組み込まれたものにしていくか、自然環境が保全される内容にしていくかについて、これから事業計画を立てていただきたいという御指摘だと思いますので、それを念頭に置いて進めていただきたいと思います。

【菊本副会長】

配慮事項に選定されている項目は、これから配慮していくということです。中身についてはこれからお伺いすればいいと思いますが、選定しなかった項目については、ここで落ちてしまうと、今後、なかなか議論が出ませんのでお伺いします。

地盤についてですが、スライド22ページで御説明がありましたが、計画地（事業実施想定区域）はほとんど洪積層ですが、河川沿いは沖積層が堆積しています。ここは軟弱（地盤）です。交通の計画で地下化する話がありますから、何かしらの掘削工事を行うと思います。それで、スライド43ページでは、地下水の汲上等の影響要因が想定されないのので地盤沈下は選定しないとしています。掘削工事を行う場合には、シールドトンネルを造らない限りは、地下水位を下げないと、工事ができませんから、地下水位が下がることが想定されます。選定しなかった理由に地下水の汲上等とありますから、構造物の基礎により圧密沈下する可能性があります。こういったことが考えられるのですけれども、選定しなかった理由はこれで本当にいいのでしょうか。

【土地区画整理事業者】

計画段階であるため、工事の内容が決まっています。計画段階で決まっていない工事の影響については、工事の実施段階で影響を低減させることが可能だと考えています。

【上瀬谷ライン事業者】	御指摘の点については、後ほど御説明する新たな交通に関わることだと思います。こちらの方でそういったこと（地盤沈下）を考慮することになっています。あくまで、土地区画整理事業の部分でと御理解いただければと思います。
【菊本副会長】	（事業実施想定）区域内に入っていますが、（土地区画整理事業では）沖積層の部分については、対象外ということですか。
【上瀬谷ライン事業者】	新たな交通では対象としています。
【菊本副会長】	分かりました。ここ（土地区画整理事業）の話について、計画地（事業実施想定区域）の中で沖積層という話がありましたけれど、そこで建物を建てるとか、地下水位を低下させる可能性がある工事などは土地区画整理事業では一切あり得ないと考えていいですか。
【土地区画整理事業者】	配慮書段階では項目として入れていませんが、（計画が）具体化していく中で、基礎を入れる工事などが分かってきた段階、方法書や準備書段階では入れる可能性はあります。
【菊本副会長】	制度論について完全には明るくはないのですが、分からないから配慮事項に入れないということではなく、分からない場合は配慮事項に入れた方がいいのではないのでしょうか。
【土地区画整理事業者】	配慮段階では入れませんでした。今後、具体化していく中で、例えば、区画整理の中で基礎を入れて調整池を造るなどの項目が出てきた段階で、今後の手続の中で項目として追加していくことが考えられると思います。
【奥会長】	現段階では、想定されないと言い切っています。ただ、全く想定されないのかというところでもない可能性もあるという回答でしたので、臨機応変に項目選定をするということですね。
【横田委員】	3点ほどございます。位置等の複数案についてですが、今回は、位置又は規模の複数案の設定は不可としています。配慮書の2-11ページから2-12ページにかけて、土地利用ゾーンの、令和元年6月から11月で変更が見られます。物流ゾーンや観光・賑わいゾーンの規模、配置に関する検討が行われています。こういったゾーンの規模、配置の選定というものが、今回の位置又は規模に関する複数案の設定というものに関して、今後、変更の余地があるのでしょうか。 2点目は、草地生態系に関することです。先ほどの御説明ですと、植生自然度をもって、重要な植物群落の有無を御説明していましたが、このような草地生態系がまとまりをもって存在する環境においては、特に二次草地由来の植物群落が重要かと思います。そういったところでは、植生自然度というのは、説明に必ずしも適さない場合があるではないかと思います。 特に、モザイク的に農地が残っている環境において、草地生態系への配慮という点で、どのように回避されるのかについてお伺いしたいです。 3点目が、水環境に関する記載が特段ありませんでした。例えば、湧水や相沢川周辺の水辺環境の連続性という観点からどのような回避を検討しているかをお伺いしたいです。
【土地区画整理事業者】	1点目の複数案の設定についてですが、配慮書の2-11ページと2-12ページに記載されている案で比較してはどうかという御質問かと思いま

す。（事業実施想定区域の）45%の土地を地権者が持っています。地権者（の土地）は70年間米軍施設として使用され、制限を受けてきました。その方たちは、農地として土地を持っていたのですが、ビニールハウスも駄目、農耕器具の音も駄目と、そのような制限を加えられてきた中で農地を使ってきた経緯があります。その方たちが、米軍施設が返還された後のまちづくりを考えていく為には、45%の地権者の御理解がないとまちづくりが進みません。令和元年6月に土地利用ゾーン案を提示しましたが、配慮書2-11ページの物流ゾーンについては、現在、営農している方がいまして、ここで営農したいとの御意向が強かったため、物流ゾーンが環状4号線の東側に移動した経緯があります。ここで環境面からも最大限配慮をしているのですが、地権者の御意向がないと、どうしてもまちづくりが進みません。それ（地権者の意向）を踏まえつつ、最大限環境に配慮したパターンを考えたのが今回の案です。（古い土地利用ゾーン案を）比較することによって、まちづくりが進まなくなる可能性が高いこともあるので、単一案としました。

2点目は、直接改変のことのみに扱っていて、草地生態系への配慮がどのように行われるのかが分からないという趣旨だと思います。

配慮書の段階で、簡易的な手法で、事業計画（事業実施想定区域）との重ね合わせでしか予測をしていません。今後、方法書の手続の中で、具体的にどういう形で、調査、予測、評価をしていくかを詳細に検討します。最終的には準備書、評価書の段階で示したいと考えています。

水環境への配慮についても、配慮事項としていないのは、現段階では、適切な濁水対策や調整池の計画が行われて、放流されるので、著しい影響はないということで入れていないのですが、ただ、どの程度の定量的な影響が出るのかについても、先ほどと同様に方法書以降の段階で詳細な検討、何らかのシミュレーションにより定量的な数字を出していきたいと考えています。

【横田委員】

1点目についてですが、複数案を設定しない理由がよく分からないのですが、ゾーンを区切ることが有効なのかについての根拠が配慮書では十分に理解できません。今後、ゾーンごとに区画整理のあり方を検討されと思いますが、ゾーンの配置がかなりそれに対して影響を与えたいと思います。ゾーン内の区画整理のあり方が幅を持って、可変される状況だと思いますので、これを複数案としない根拠を、ゾーンのあるべき姿として書いておく必要があると思います。特に、農業振興ゾーンが配置されている状況の中で、このゾーニングが最適である根拠がより具体的に必要かと思います。

生態系については、方法書以降で検討されるということですが、まとまった生態系に対する回避をどのようになされているのかを検討する段階だと思います。これは景観も同様ですが、まとまった環境の回避という点で、植生自然度だけで回避したとは言えないのではないかと考えています。その点、方法書の段階で、植生自然度で回避できた影響と回避できなかった影響について、より具体的にどのように検討するのかを記載していただきたいと思います。

【奥会長】

後の2つの点については、今後の手続の中で明確化していくということをお願いします。

それと複数案の検討についてですが、主務省令第3条に複数案の規定

がありますが、事業そのものの場所、位置と規模についての複数案を規定しているもので、今回の場合は、米軍から返ってきたこの土地、この場所以外にはないという意味で、他の場所や規模は考えられないという意味だと私は理解しています。この場所、この位置で中をどのようにゾーニングしていくかについては、まだ色々やり様があるだろうとは思いますが。今回お示しているゾーニングとするならば、その理由をもう少し御説明していただきたいといのは、そのとおりだと思います。

ただ、地権者がいる中で、今まで合意形成を図ってきた中での案ですので、変更するのは難しいかもしれませんが、いずれにしてもゾーニングについては、御説明をもう少し、ということかと思えます。

【土地区画整理事業者】

複数案については、この上瀬谷でしかできない、位置がこの場所しかありません。規模も基地の242ヘクタールを変えることができないというのが、主務省令上の考え方です。その中で、ゾーニングについては、地権者の意向の関係があり、今回のゾーン案を設定しています。理由については、今後、もう少し深掘して説明していきたいと思えます。

【岡部委員】

スライド15ページを見ると、農業専用地区が120ヘクタールくらいありますが、事業計画の農業振興ゾーンは50ヘクタールになっています。これは地権者の営農の希望を考えると、半分以下の方たちしかいないので、今の段階の事業計画では、農業振興ゾーンは50ヘクタールとしたと理解してよろしいでしょうか。

【土地区画整理事業者】

そのとおりです。平成30年9月に地権者の意向を確認しました。今の希望が半分以下でしたので、地権者の意向と今後の横浜市の施策を含めて50ヘクタールに設定しました。

【田中伸治委員】

通常のアセス案件ですと、何か事業を行うと、交通が発生して周辺の道路が混雑するといったことが配慮の事項に入ってくるのですが、土地区画整理事業では、そういったことは考慮しないのでしょうか。そういうことを考えるのはどの場面でしょうか。

【土地区画整理事業者】

配慮書段階で事業計画の中身が具体的に決まっていないので、今後、具体化していく段階で、配慮事項としては、車が多く来る施設になると大気や騒音、振動関係を、事業計画がまとまって実施段階（の環境影響評価）で配慮していくことを考えています。今回は、配慮事項として取り入れていません。

【田中伸治委員】

そもそも、土地区画整理事業ではそういうもの（交通混雑）が配慮事項に入っていないのですか。

【土地区画整理事業者】

配慮書を作るに当たっては、主務省令の中の評価項目から選定しました。その中には、車の発生などはありませんでした。今回は、7項目から選定、非選定を判断しました。実施段階（の環境影響評価）で計画が具体化されていれば可能ですが、計画が深度化されていない段階なので、そういった項目を取り入れていないという形で御理解ください。

【田中伸治委員】

実際には、観光・賑わいゾーンや物流ゾーンにより何らかの交通が発生すると思いますが、それはそういったもの（観光・賑わい施設、物流施設）が事業化したときの評価として扱うという理解でよろしいですか。

【土地区画整理事業者】

今後、具体化していく段階で、そういった評価項目を取り入れながら、方法書、準備書に入っていくと理解いただければと思います。

【田中伸治委員】	土地区画整理事業で土地を整理して、それに伴って道路も造ると思いますが、どのような道路ネットワークになるかはどの段階で明らかになるのですか。
【土地区画整理事業者】	次の方法書段階では、土地利用を具体化させながら、周辺道路を含めてどのような道路ネットワークになるかを示したいと考えています。
【五嶋委員】	スライド52ページに重要な種の生育とありますが、重要な種だけではなく、現在植生している植物を含めての配慮が必要だと、次の項目で重要な種、重要な群落と言及があるので、これはむしろ重要な種という文言は上の箇所に関しては、除くべきではないかと思います。環境への影響というのは重要な種だけではなく、既に植生している植物も対象にするべきで、全体として生態系に及ぼす影響を配慮すると、重要な種だけ配慮していればいい訳ではありません。その辺を修正していただけないでしょうか。
【土地区画整理事業者】	（御指摘の点は、）生態系の中で扱っていくことになると思います。今回は、（予測を）重ね合わせでしか行っていないので、なかなかできません。上瀬谷地区の位置付けが、例えば、神奈川県内でどうなっているかも含めて、影響評価を準備書段階では行いたいと考えています。
【宮澤委員】	スライド52ページでは消失する可能性があります、とあり、スライド54ページでは消失します又は減少します、とあります。あるいは、並木が50%減ります、30%減ります、と明確に表現したところと可能性がありますとなっているところがあり、更に計画が詳細になっていくとより明確になる、という話ですが、そうしますと、消滅しますとか、50%、30%減という数字は、これはある意味ここまでは失っても仕方がないということを御了解くださいということですか。もちろん、評価としては実行可能な範囲でできる限り低減に努めるとなっていますが、数字をあえて出すとか、断定的な言い方になっているのは、評価の表現との絡みからどのように理解すればいいのでしょうか。
【土地区画整理事業者】	スライド54ページで示したかったのは、このまま何も対策をしないとういう影響が出ます、ということを記載しています。次の55ページでは、どういう環境保全措置が必要かを計画段階で検討しました。あくまで計画段階の環境保全措置ですが、事前にこういったことを行わないと重大な影響が出るので、（環境保全）措置を検討して、最終的に（環境保全）措置を講じれば、評価としては実行可能な範囲内でできる限り低減できる、となります。ただし、事業が具体化していくと、ここに（記載が）無いことも影響が出る可能性がありますので、それについては今後の準備書段階で御説明していきます。
【奥会長】	50%というのは、ここだけ定量的になっているのはなぜですか。
【土地区画整理事業者】	土地がなくなってしまうと、（桜が）減るという影響評価を行っています。現段階で分かるのはその程度ですので、最終的に準備書、評価書の段階では、新たな桜並木をつくるなどの保全対策を行うことでスマートな評価ができると考えています。
【宮澤委員】	要するに、表現が少しずつ異なるということで、配慮はするということですね。（消失することの）言い訳ではないということですね。
【中村委員】	スケジュールが御説明にありませんでした。公園（事業）の資料を見ると、令和元年から4年までに都市計画などの記載があります。この都

市計画事業は何年度までに行われるのか、全部が行われなくても国有地や市有地では先行して事業が始まるのか、その辺の関係を教えてください。

【土地区画整理事業者】 基本的には、3事業がほぼ同じスケジュールになります。令和元年度から5年度前までに都市計画手続、環境影響評価手続を終わらせ、そこから、設計・基盤整備に入っていきたいと考えています。ほぼ3事業が同時にスタートします。

【奥会長】 期限が決まっているので、国際園芸博覧会が2027年3月から9月に開催されるので、それに間に合うように3事業が進んでいくということですね。配慮書の2-8ページに国際園芸博覧会の開催概要が記載されていますが、ここに向けて整備をしていくということですね。

【土地区画整理事業者】 若干異なるのは、公園事業は、国際園芸博覧会が終了した後に再編します。土地区画整理事業と交通整備事業は国際園芸博覧会前に終わらせることを目標に進めていきます。

【横田委員】 動植物、生態系の環境保全措置で、緑の連担性という言葉が出てきますが、これはこの段階では非常に重要な言葉だと思います。緑の連担性が具体的にどのように把握されているかを教えてください。

【土地区画整理事業者】 緑の連担性については、上瀬谷通信施設という括りがありますが、南東側に市民の森があります。そこと公園・防災ゾーンとの連携により、緑を連担させることによって、動植物、生態系への影響を少しでも回避するために配置しています。

【横田委員】 敷地の中の緑の連担性という概念ではないのですか。

【公園整備事業者】 緑の連担性ということで、この後、公園整備事業で詳しく御説明をしますが、公園整備事業の区域を設定するに当たって、その辺りを配慮しながら工夫を行っています。具体的に言いますと、市民の森と農業振興ゾーンとの連担性を確保する意味で公園事業の区域設定を行っています。

【藤井委員】 観光・賑わいゾーンが漠然としていて、国際園芸博覧会を誘致する上で、ここをどうするかを議論しているところだと思いますが、差し支えなければ、どんな場所にしようとしているのかを教えてください。

【土地区画整理事業者】 現段階での観光・賑わいゾーンの横浜市の考えは、国際園芸博覧会のこともあります。テーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を考えています。具体的に決まっている訳ではありませんが、テーマパークを核とした複合的な集客施設により、国内外から多くの人を呼び込みたいと考えています。

【藤井委員】 公園・防災ゾーンがありますが、防災機能を取り込んだ公園ですと、自然に配慮したものと離れたものになるイメージがあります。防災と言うからには、何かがあったときに多くの人を集めなくてはならないので、広いスペースを取る必要があります。それとは別に、ここで自然を保護する上で重要なのは湿地生態系だと思います。特に（事業実施想定区域の）中を走っている河川、砂と泥地が混じっている沖積層があり、そこにホタルがいるかもしれません。資料（配慮書）を見るとホトケドジョウやシマドジョウなどの希少な水生生物もいるようです。また、様々なトンボも入ってきているようです。このような湿地生態系、水辺の生態系が重要になってくると思います。

このような状況の中で、防災を含めた公園と、自然を誘致する、保護することが本当にできるのでしょうか。可能であれば、防災を観光・賑わいに移動することはできないのでしょうか。

【土地区画整理事業者】

現在の公園・防災ゾーンの考え方については、災害時に応援部隊がここに来ることを想定しています。具体的には、自衛隊、消防、警察が来て、ここを拠点として横浜市の各部署に行くことを考えています。具体的にどういう公園にするのか、公園をどう活用していくのかについては、消防などと調整することになります。

観光・賑わいゾーンは民間の施設になることが考えられます。民間の施設にそういう拠点を設けることは難しいと考え、現段階では、災害時には、公園・防災ゾーンに防災関係の拠点を設けることを考えています。

【藤井委員】

50%くらいの方が農業を継続する意思があるから、（農地の面積が）50%になっているとの説明がありました。市民農園としての貸出などもできますので、そういった点も踏まえて、農地の拡大、残すパーセンテージをもう少し増やせないでしょうか。農地は、生態系の中で重要な役割を持っています。ただ、草地を残す、森を残すだけではなく、農地は鳥や他の動物にとっても重要な場所になっています。農地と自然を保護することを分けて考えるのではなくて、セットにして考えても良いと思います。農業を継続する方が50%だから、（農地を）50%残すということではなく、出来るだけ、今と同じだけの面積とは言わないまでも、多く残すように考えていただきたいです。

【土地区画整理事業者】

現在、農地が120ヘクタールあります。農業継続希望の方は、平成30年6月に（意向調査を）行ったときは27ヘクタールでした。プラスアルファ、市の施策として農地として貸し出すことなども踏まえて、50ヘクタールと整理しています。面積のことは別として、生態系のことも考えていくと、農地をしっかりと守っていった方がいいのではないかと、ということもございますが、それについては、農地意向者だけではなく、市の施策としてどれだけ（の農地を）確保できるのかを土地利用をまとめていく段階で、詰めていきたいと考えています。

【藤井委員】

自然環境を守る部分が、ホテルだけというのは寂しい気がします。ホテルもゲンジとヘイケがあります。配慮書にはヘイケホテルと記載してあるので、ヘイケホテルだと思いますが、それ（ホテルの種類）によって（調査等の）やり方も変わります。ただ、ホテルと記載せずに、ヘイケならばヘイケと記載して欲しいです。

また、元々ここに生息していたものなのか、もしくは周りのどこからか持って来たものなのか、国内外の外来種であるのかについては、是非調べていただきたいです。それによって、このホテルも重要かどうかが変わってくることになります。

【土地区画整理事業者】

今後、実施段階（の環境影響評価）の調査の中で行っていきます。

【奥会長】

よろしくお願いします。

【菊本副会長】

農業継続の意向の数値は、全数調査して、全て回答が得られた上での数値ですか。それとも、よく分からない、未回答がある中での数値ですか。

【土地区画整理事業者】

農地120ヘクタールの全地権者にアンケートを行ったところ、100ヘク

タールの方から回答がありました。その中で、4つの指標を設けました。農業をやりたい、どちらかといえば農業、どちらかといえば土地活用、土地活用の4つの指標に分けて、どちらかといえば農業と農業をやりたいという方が、100ヘクタール中27ヘクタール回答がありました。今後、条件が変わってくれば、増減する可能性があります、一つの指標として、そういう設定になりました。

【菊本副会長】 割と信頼性は高いということですね。

スライド59ページに海軍道路の桜並木を5割くらい消失する可能性がある」と記載されていますが、これは土地区画整理事業の話ですか、それとも上瀬谷ライン整備事業のどちらの影響ですか。

【土地区画整理事業者】 どちらの影響というのは、難しいですが、基地の中の海軍道路については、環状4号線が通っているのですが、そこを拡張する計画があります。

拡張していくとなると、桜並木が両側に植わっている状況ですので、この部分は消失するという形で考えています。今回、5割程度と書いてあるのは、海軍道路全体は瀬谷駅から3kmありますので、基地の中は概ねなくなることが想定されることとから、5割程度と表現しています。

【菊本副会長】 事業が3つありますから、話の内容によって、どの事業で扱うのかが異なるのは仕方ありませんが、ここの書き方もお互いの事業で連携を取って、棲み分けがきちんとなされるべきだと思います。

また、この（土地区画整理事業の）資料は項目選定の理由がしっかりと書かれていますが、他の資料はそうでもありません。

資料の作り方についてもお互いの事業で連携して統一感のあるものであれば、議論がしやすいと思います。今後の参考にしてください。

【奥会長】 土地区画整理事業は法アセスで、後の2つは条例アセスなので、求められている記載内容が異なってしまうことが、今の御指摘に繋がっているのだと思います。3つ（の事業が）関連する部分で、どこで何を受け止めるのかが見極めにくいので、2つの事業の審議を行って、また全体を通してクリアにすべき点がありましたら、御指摘を頂きたいと思います。

(2) (仮称) 上瀬谷通信施設公園整備事業に係る計画段階配慮書について

ア 配慮書について事業者が説明した。

イ 質疑

【藤井委員】 2点だけすみません。1点、ソーラーなどの施設を造るような話が少しあったのですが、最近、ソーラー施設が生態系に結構影響を与えていることが問題になっている部分がありますので、あまり大規模なものにしないようにしてほしいということが1点と、この計画の中で、公園・防災エリアから賑わいゾーンに向かって、公民連携推進エリアというところがあるということなので、結構、相沢川が今回キーポイントになるという気もするので、自然環境保全エリアと相沢川との連携を少しもし考えられるのであれば考えてほしいということがありました。

管理棟を造るという話があったのですが、できれば、結局こういう自然環境を保全している場所というのは、造りっぱなしで終わってしまう場合が多くて、造ってしまった後、誰も管理しなくて荒れてし

まうという場所がありますので、できれば、管理棟、例えばビジターセンターとか、郷土資料館みたいな、アメリカから返還された歴史も含めた郷土資料館みたいな形にして、そこにはレンジャーが在駐して、自然の保全も継続的に見ていただけるような要素を構えた施設を検討していただければと思います。

【公園整備事業者】

1点目、ソーラー施設ですけれども、御助言いただいたことも考慮しながら施設規模等、検討していきたいと思います。

また、公民連携（公民連携推進エリア）の相沢川との連携ですけれども、相沢川は私どもも非常に大きなあそこの特徴であり、資産だととらえておりますので、それを最大限に生かしながら民間企業の方とも連携をして進めていきたいと考えています。

管理棟等ですけれども、管理につきましても、持続可能な公園の管理を、これを機会に考えていきたいと考えております。国際園芸博覧会時にも、そういった活動が色々仕掛けられると思います。そういったものをレガシーとしてこの公園で引き継いで、園芸博覧会の時に色々活動なさった方が、その後も継続的に公園の中でいろんな活動、保全ですとか色んな創作活動等々できるような公園というのを目指したいと思っておりますので、そういった施設についても検討させていただきたいと思っています。

【横田委員】

先ほど、土地区画整理のところで緑の連担性に関してお伺いしましたので、この公園事業の施設配置、エリア配置、あるいは計画区域の検討の段階においてどのような緑の連担性に対する配慮をされたのかということをお伺いできればと思います。

もう一つは、グリーンインフラという概念を取り入れられて大変すばらしいとお伺いしたのですけれども、具体的にグリーンインフラはどのような機能をもって形成されていくのかという、グリーンインフラの考え方を伺いできればと思います。

【公園整備事業者】

1点目の緑の連担性の配慮ですけれども、右下の市民の森のエリアと農業振興エリアを公園ということで敷地を設定して事業を進めていくことで、公園としての、当然、緑豊かな公園というのが通常の形態ですので、そういったものでまず連担を必ず確保できるのではないかとということで、区域設定をさせていただいております。単純に民間企業の土地ということになってしまいますと、そこら辺りの緑というものの誘導がなかなか難しいのかなというのがございまして、公園事業として緑を担保していくような手法を考えています。

また、グリーンインフラの形成の考え方ですけれども、公園の中では、上瀬谷242ha全体でグリーンインフラの活用を進めていこうということで土地利用基本計画にうたっております。そのショールーム的な、と言うか、色々なグリーンインフラの活用の仕方がある、ということはこの公園の中で見せていけたらなと思っています。それが雨水の浸透であったり、壁面の緑化であったりということ、更には色々な他のグリーンインフラの活用というのでも検討していきたいと考えています。

【横田委員】

そうした場合、自然環境の保全エリアがかなり一部分のゾーンとして把握されていますが、今回のこの地域全体の開発の在り方を考えると、相沢川の流域という風に考えた場合に、上流域の開発で失われる自然をこの区域の中で復元するとか、あるいは上流域に対して自然環境のコア

になるような地域を再生していくような考え方もあるかと思うのですが、生物多様性の観点からもゾーニングというものがどのように検討されているのかということ、もう少し具体的に伺えるとよろしいかと思います。

【公園整備事業者】

公園の方につきましては、まだ今後色々な検討を進めながら、計画を詳細に決めていく段階ではございますけれども、今、御指摘いただきましたような自然環境保全エリア、まさに我々の設定の意図としては、そういったものを狙って設定をさせていただいています。上瀬谷全体の自然環境ゾーンを象徴するようなもの、貴重なもの、そういったものを保全していくようなエリアとしたいということで、こういったエリア設定をさせていただいています。個々エリアの具体的な中身につきましては、まだこれから地域の皆さんですとか、地権者の皆さん等々と相談しながら決めていく段階ですので、どういったものがどういう風にとというのはまだこれから検討というところです。

【菊本委員】

8枚目のスライド（「(仮称)上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書の概要」資料）で、先ほど御説明いただいた土地区画整理事業はこのゾーニングで4つの方に分かれていますけれども、境界がぼんやりしていて、公園・防災ゾーンになっているけれども、公園整備事業から外れているゾーンもあるように、この図だと見受けるのですけれども、そういう場所もあるのですか。

【公園整備事業者】

いえ、すみません。これは資料のつくり込みの若干の誤差です。緑の破線が基本的には（公園・防災ゾーンの）緑のところと一致しています。

【菊本委員】

わかりました。

【公園整備事業者】

特に右側のゴルフ場と書かれた下あたりとか、そういったところでしょうか。

【菊本委員】

その左上辺りのゴルフ場と農業振興ゾーンのちょっと左上とかですか、あそこら辺の緑色がぼんやりとしているので、なんかよくわからない。あれは基本的には公園なのでしょうか。

【公園整備事業者】

基本的には公園事業区域という風に考えていますが、一部、防災機能をどこにとるかという検討を今、しておりますので、そういった中では、その部分だけ農業振興ゾーンの様に外出しになる可能性はあります。

【菊本委員】

もう一つは、9枚目のスライド（「(仮称)上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書の概要」資料）、右に映っている方ですけれども、公園・防災ゾーンはaからeのエリアが入っていて、fは観光・賑わいゾーンになるということですか。

【公園整備事業者】

そうです。

【菊本委員】

図がよく分からないというのがありまして、その連携はしっかりとっていただきたいと思います。

【公園整備事業者】

はい、わかりました。

【田中伸治委員】

質問ですけれども、先ほど話に出ていましたテーマパークを誘致したいというのは、この左の方の公民連携のゾーン（「(仮称)上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書の概要」資料のスライド9ページの図中）になるのですか。それとも、公民連携というのは、また別のものが

想定されるのですか。

【公園整備事業者】

テーマパークを核とした複合的な集客施設を誘致するという一方で、テーマパークそのものを公園事業のあのスペースの中に入れていこうというような方向ではございません。商業施設とか宿泊施設とか、テーマパークを核としたということですので、諸施設、公園の中で入れられる施設というのは多々ございますので、そういったものを想定してエリアを考えています。

【土地区画整理事業者】

テーマパークにつきましては、まだ具体的に施設をどういう配置にするかとか、どういう企業がくるか、とか決まっておりますが、今の中では観光・賑わいゾーンの中で、テーマパークをどう配置していくのか、例えばテーマパークだけではなくて、複合的な集客施設としていきますので、商業施設をどう配置していくのか、駐車場をどう配置していくのか、今後検討していく形ですが、観光・賑わいゾーンの中で考えていきたい。緑のレーンを含めた形でテーマパークを今考えているところです。

【田中伸治委員】

赤く塗ってあるところと、緑の点線のところが重なっているのので分かりにくいのですが、まだはっきりと決まっていないうことでしょうか。

【土地区画整理事業者】

具体的にこれから、どういう施設をもってくるかを定める形になりますので、その辺はこれから事業計画が具体化した段階で御説明していきたいと思っています。

(3) (仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 計画段階配慮書について

ア 配慮書について事業者が説明した。

イ 質疑

【片谷委員】

4案出されているのは上等だと思いますが、これは、いつ絞り込みますか。方法書までには絞り込むという理解でよろしいですか。

【上瀬谷ライン事業者】

はい。その通りでございます。方法書までには、システム、構造ともに絞り込みます。

【片谷委員】

言うまでもありませんが、地下と高架では環境影響が大分種類が違いますので、確実に決めていただきたいということを申し上げておきます。

【藤井委員】

車両基地が全て地上になっていますが、車両基地のところが相沢川に思いきり被っている状況です。これは、地下式にはできないのですか。

【上瀬谷ライン事業者】

車両基地につきましては、車両を留置して、メンテナンス等色々行うような施設です。浸水の可能性などを考えたときにやはり地表式でやるほうが望ましいと考えています。

【藤井委員】

配置はもう変えられないのですか。相沢川と必ず被ったところに基地を造らないといけない、そこはもう動かせないのですか。

【上瀬谷ライン事業者】

そうです。詳細は今後ですが、そこに関しては概ね動かさない、その範囲内でやっていくということです。

【藤井委員】

もし、今の段階で分かっていたら、相沢川、先ほども色々な話が出ていて、ここも重要なキーポイントになるだろうということで、ここを分断するような形で工事をするということで、ここを分断すれば、必ず下流に向かって、川が汚れたり、生物がいなくなったりする可能性もある

ので、その辺について配慮する方法を考えていれば、教えてください。

【上瀬谷ライン事業者】 まだ構造の形式が決まっていないので、具体的にどう配慮するかというところまでは検討はできていません。

【奥会長】 配慮はしっかりとしていただかないといけないので、そこは重要な点だと思いますので、今後しっかりと検討してください。

【上瀬谷ライン事業者】 はい。今後検討していきます。

【中村委員】 高速鉄道を造ることによって、現在バスを利用している方々もこれによって、かなり便利になるということですか。

【上瀬谷ライン事業者】 旧上瀬谷通信施設に関しては、今は人が住んでいる状況ではないため、旧上瀬谷通信施設地区を経由するバス路線というものはない状況です。今回の新たな交通、上瀬谷ラインの整備の目的としては、通信施設の跡地の土地利用の転換に伴って、大幅に増加する交通需要をさばくのが大きな目的です。ただし、周辺からの利用者がゼロということではないと思いますので、周辺の方々にとっても便利になることはあるかと思っています。

【菊本副会長】 スライド6ページの主要渋滞箇所ですが、上瀬谷通信施設の一番北側の方ですけれども、それ（主要渋滞箇所）とこの路線に重なり合いが感じられないのですが、その関係性について教えてください。

【上瀬谷ライン事業者】 左側（主要渋滞箇所）を載せたのは、周辺の交通の状況を示したかったということです。渋滞箇所が多くある中で、公共交通でこちら（旧上瀬谷通信施設）へアクセスするということは大事なことであろう、ということで整理をしているところです。上瀬谷ラインの関係とは別に、周辺道路の渋滞等に関しては、先ほど土地区画整理事業の方でも説明がありましたとおり、内容が具体化していく中で、こういった整備が必要なのかは別途検討していくことになると思っています。

【菊本副会長】 よく分からないということだと思いますが、環境アセスで指摘することではないと思いますが、必要性が今一理解できません。スライド5ページのところに計画の必要性について書かれていますが、大規模な土地利用転換があって、その下に将来的な周辺交通需要の増加がありますが、そのロジックが分かりやすく説明されていないと感じます。（横浜）市のやる事業だと思いますし、公共性の高いものですから、そこはしっかりと説明されることが重要なと思います。

次の質問をさせていただきます。埋蔵文化財について、一つ前の公園の話のときは、史跡とか文化財の消滅・移転はないと明示されていましたが、こちら（上瀬谷ライン整備事業）の話については、移転とか消滅の可能性について特に言及がないと思います。スライド48ページに「（配慮事項には）文化財の消滅・移転を避けるよう努める」とありますが、消滅があり得る、移転があり得ると理解してよろしいでしょうか。

【上瀬谷ライン事業者】 具体的な構造形式等が決まっていない中で、可能な限り移転がないように努めますと書いています。今後、具体的に検討する中で、（文化財についても）検討していきたいと思いますが、スライド48ページに書いてあるように、可能な限り移転等がないようにしていきたいと考えています。

【菊本副会長】 分かりました。

これは質問ではありませんが、スライド10ページにあるスケジュール

では、工期が最後決まった状態で、国際園芸博覧会をやるから、（上瀬谷ライン整備）事業をするという計画に見えますが、埋蔵文化財の調査が入ると、この事業の計画は遅れる可能性がすごく想定されると思います。それは念頭に置いていただいた方が良くと思います。これはコメントです。

もう一つ質問させていただきたいのですが、土地区画整理事業のときに質問させていただいた、土地の改変とか、地下水を変動させる可能性がある、今回示された案では地下化されますから、シールドトンネルで掘削すると、地下水の低下をさせずに掘削はできると思いますが、地下部と地上部が、高架部もですが、掘る構造物だと必ず開削が入ってきます。そうすると開削部分は地下水を低下させざるを得ないので、圧密沈下などが起こる可能性があります、それについてはスライドのどこで説明をしていますか。

【上瀬谷ライン事業者】 配慮書の3-8ページです。今回の資料ではこの部分の掲載がなく、口頭では触れさせていただいたのですが、スライドでは56ページのところです。

配慮書の3-8ページに、地下構造物の設置に伴い地下水位、地盤沈下への影響が生じる可能性が考えられますが、ということで、こちらは地下空間そのもののことを指していますが、当然、つなぎ目のところ等が生じれば、そこに関しても影響がないように考えていきます。

【菊本副会長】 分かりました。まだ案がいくつかありますから、今後検討していただくことになりますが、十分に配慮していただきたいと思います。

【木下委員】 これだけの装置をここに設けるときに、（仮称）瀬谷駅一つだけを設けるとしてありますが、（相模鉄道本線瀬谷駅から中心部まで）2 km以上あります。中間に駅は設けないと考えてよろしいでしょうか。

【上瀬谷ライン事業者】 主な需要は通信施設内の観光・賑わいゾーンを中心とした新たな発生交通量になると思っています。その中で、どこに駅を置くかを考えたときに、おそらく、今想定している観光・賑わいゾーンができる通信施設の真ん中になると思います。そこまでの距離は、大体2 kmくらいになります。中間に（駅を）置くかということに関しては、需要とかも含めて検討した上で最終的に決めることになりますが、周辺の土地利用の状況を踏まえたときに、（中間に）駅を設ける場所がどうなのかというのが一点あるのと、（仮称）瀬谷駅に近い部分に（駅を）置いたときに実際に需要があるのかということを精査しなければいけないという中で、ここ（（仮称）瀬谷駅）とここ（（仮称）上瀬谷駅）の2か所に設定しています。

【横田委員】 スライド29ページの内水の氾濫リスクの件ですが、現在の予測あるいは評価に関しては、上流側の浸透域が十分に確保されている現状を基にした、浸水診断のデータを基に検討されていると思います。一方で、先ほどの土地区画整理事業の面開発が進んだ場合に、上流側で不浸透域が増えて、内水氾濫のリスクに関しても下流側の駅周辺などで変わってくる可能性があるのではないかと考えます。そうした場合に、方法書の段階での予測のあり方として、上流側の変更を想定したリスクの分析が重要になってくるとと思いますが、今後のリスクに関して、どのように予測・評価されていく予定かお聞かせください。

【土地区画整理事業者】	今まで開発がなかったため、こういった数字が出ていますが、今回開発することによって、調整池などは川ごとの計算に基づいて設計していく考えです。そういった施設を設けることによって、内水による浸水を軽減していこうと考えています。具体的には、施設計画が決まってからになりますが、調整池は川ごとに設けていく考えです。
【横田委員】	単に環境保全措置としてだけではなく、土地利用の変更を基にした予測をしていただきたいと思います。法アセス（土地区画整理事業）では、水環境に関して、現時点で検討を進めていない状況ですが、条例アセス（上瀬谷ライン整備事業）では、水循環とか安全の項目で浸水という項目があります。それらを一体的に検討することが重要だと思いますので、土地区画整理事業でも、鉄道建設でも併せた検討をしていただきたいと思います。
【奥会長】	ぜひ、事業間で調整してください。
【上瀬谷ライン事業者】	調整して検討したいと思います。
【宮澤委員】	中量軌道を造らなくてはいけない理由、必要性の説明を残していただきたい。それから、将来的な周辺交通需要の増加というのは、国際園芸博覧会を考えているのだと思いますが、それが終わった後、この交通機関はどのように利用され、どのような需要があり、だからこそこれを残すのだと、恒久的に。暫定的なものではなく、恒久的なものを造るのだという、その辺の必要性、理由を残していただかないと。将来的にほとんど住宅がありませんから、この辺は。どのくらいの需要があり、例えば過剰な設備投資になってしまったりとか、貴重な自然を壊しますので、中量軌道でないといけないのか、例えば、道路でバスを導入するなどでは無理である理由などを説明していただかないと、これだけの大きなものを造るというのはなかなか納得できないのではないかと思います。
【上瀬谷ライン事業者】	計画論の話かと思いますが、今後、需要の予測を詳細に行った上で、なぜこれが必要なのかについて、数値的なものも含めてお示ししたいと思います。ここにどれくらいの方々が来られて、どういう交通機関で来られることが想定されるかも整理した上で、なぜこのシステムが必要なのかを御説明できるようにしたいと思います。
【宮澤委員】	多分、沢山の人が来るということで、それは確かでしょう。ただ、それは一時的なので、暫定的にこういうものを造るという計画ではなくて、恒久的に造らざるを得ないのだという辺りの説明を加えていただきたい。
【上瀬谷ライン事業者】	そういったことも含めて御説明したいと思います。
【奥会長】	一時的というのは、花博のためにというのは一時的ではないか、ということですね。
【宮澤委員】	はい。
【奥会長】	テーマパークを造るとそこには需要が発生するということですか。
【上瀬谷ライン事業者】	将来的な観光・賑わいゾーンも含めて、そこをターゲットに必要な施設として、検討していると御理解いただければと思います。
【奥会長】	それでも、なぜバスでは駄目なのか、という意見はあるかと思います。
【上瀬谷ライン事業者】	数値的なものも含めて御説明できるようにしたいと思います。

【奥 会 長】	本件については、今後どうなりますか。事務局に確認したいと思います。
【事 務 局】	配慮書について皆様から意見をお伺いしまして、次の段階ですと、市長意見を作る段階ですので、事務局から市長意見案を提示させていただいて、皆様から御意見を頂くことになります。
【奥 会 長】	限られた時間で３事業を一緒に行ったので、もしかしたら、十分に御意見いただけなかったかもしれないので、追加で御意見ありましたら、事務局にメールで頂いてもよろしいですか。
【事 務 局】	はい。
【奥 会 長】	メールでの意見も踏まえて、市長意見の案を作成してください。
【事 務 局】	はい。
【菊本副会長】	３つの事業で統括されていたのは、自然環境との関係ですけれども、この事業に関してだけは、既存の相鉄の瀬谷駅との接続のところ、人が行き交っているところで工事が行われることになりますから、どこまで駅が来るのか、どういう工事を想定しているのか、学校もありましたし、もう少し詳細な案があればいくつか出していただいても構わないのですが、そこをお示しいただきたいと思います。
【上瀬谷ライン事業者】	駅位置等については、今、検討しているところですので、今後、詰めていく中で、具体的なところをお示しして、御心配なされている事についてどう配慮していくのかを整理したいと思います。
(4) 3 事業 審議	
【中村委員】	土地区画整理事業のところ、スライド 9 ページ（「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 計画段階環境配慮書の概要」資料）に「都市農業の振興」と「都市的土地利用」の両立」と書いてあって、その「都市的土地利用」が物流とそれから観光、どうしてテーマパークになるのかという「都市的土地利用」というところをもう少し、先程農業地域を増やして都市農業とか自然のことをおっしゃっていたのですけれども、「都市的土地利用」がテーマパークっていうその必要性、その辺を少しどこかに書いてほしいと思いました。
	もう一つ、３事業ですけれども、それぞれが説明されていて、地下水のデータは同じデータを使っているのですけど書き方が違う。順番が違って見にくいです。３事業が全体的に討論するというか、お互いの意思疎通するような機関がどうあるべきか、という要望です。
【奥 会 長】	２点目については、法アセスと条例アセスで違うのだということではなく、同じ横浜市が、担当部局が違うにしてもやっている訳ですから、ここは内部でしっかり調整していただいて、３事業の関連性がしっかり分かるような整理がなされた資料を、今後の手続においても御提示いただくように、是非事務局からお伝えていただければと思います。
【事 務 局】	３事業それぞれ別の事業で、しかも法対象事業と条例対象事業となります。体裁は分かれてきますが、関連事業であることと３事業全てが都市計画事業となります。当然相互に情報共有しなければいけないですので、今後環境アセスの手続を進めていく上でしっかり情報共有して、先生方にお示ししやすい形でまとめていくよう考えてまいります。
【木下委員】	横田委員から御指摘があったとおり、土地区画整理事業に関しては、

土地利用計画の在り方をどういう風に決めていくかによって、環境面からこの地域の都市の在り方が決まってくると思います。やはり何案か土地利用計画を検討し、方法書段階に入るまでに相当詳細まで土地利用計画を検討された方がいいのではないかと思います。

【奥 会 長】 今の御意見はゾーニングの話ですね。なぜこのゾーニングなのかということもありますが、本当にこの1パターンしかないのかどうかということを検討してもらいたいということですね。

【木下委員】 ゾーニングと併せて、施設計画、先程藤井委員から話のあったような川沿い辺りをどういう風に考えていくのか、ということを含めた土地利用計画が必要になってくるだろうと思います。

【奥 会 長】 今後に向けて明確化していただきたい、ということですね。

【木下委員】 そうです。比較案を作ったほうがいいだろうと思います。

【事 務 局】 今回、計画段階配慮ということで、計画の熟度が低い初期段階でお示しをして御意見をいただいております。環境アセスの手续と並行して、現在、土地利用基本計画（案）と都市計画の方でも公共事業の構想段階手续をやっておりまして、それぞれの市民意見を募集しているところでございます。それぞれ別の手续も並行して進んでいるので、その中で一度市民の方からの意見をもって、出来上がりましたものを今後お出しすることになると思うので、よろしくお願いします。

【横田委員】 木下委員と同じ観点で御質問しようと思います。位置または規模に関する複数案の設定は今回不可能であったということに関して、位置はこの事業地域の位置ということで理解したのですが、やはり規模に関しては非常にゾーンの影響が大きいと考えました。関連する2事業はそれぞれゾーニングに応じて、計画段階配慮に入っていて、しかも複数案を検討されているものもあります。ゾーンの根拠をきちんと明確にさせていただくことは、複数案の根拠として非常に重要なことではないかと思います。今、初期の初期とおっしゃいましたが、実際、他の事業が計画段階配慮となっていることを踏まえたと、やはりゾーニング自体が複数案ではないかと思います。これが1案であったと理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

【事 務 局】 ゾーニングの件でございますが、先程都市整備局からも話がありましたが、地権者の方と協議会を立ち上げていまして、この何年かの間に色々な意見、また、専門家もその協議会にきていただいて、どういう土地利用計画がよいかというのを、地権者の方を踏まえてゾーニングができています。その説明が今日少し足りなかったと思いますので、もう少し、接収からこの間に至るまでのゾーニングが決まる経過も踏まえて、都市整備局からもう1回あるタイミングで説明をさせたいと思います。

【岡部委員】 公園計画の中（「（仮称）上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書の概要」資料のスライド）の8枚目の図のところで、公園の緑の部分と緑の点線の部分が赤い部分と重なっていて、最初に出てくる図（「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業 計画段階環境配慮書の概要」資料のスライド11ページ）だと観光のゾーンということでテーマパークゾーンとなっていました。公園のところのお話ですと、公園・防災に関連したものと言っていて、赤と緑が混じったような印象を受けまし

た。けれども、赤の部分は民間が行うのでということで、赤色に塗られた印象だったのですけども、色づけはイメージで私たちの頭の中に入ってしまうところがあるので、もし両方の機能ということであれば、ゾーニングの色付けに関しても、もう少し工夫をされた方が事業者の方の意識としても見る側の意識としても上の赤の部分とは違うのだと考えていけると思いました。

【奥 会 長】 それは事業者にお伝えいただければと思います。

【奥 会 長】 今日いただいた御意見とそれから後でメールでもお寄せいただくかもしれませんが、それらの御意見を踏まえまして、市長意見案を作っていたいただければと思います。

- 資 料
- ・ 令和元年度第5回（令和2年1月16日）審査会の会議録【案】
 - ・ （仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書に対する市長意見形成のための意見聴取について（依頼）（写し）
事務局資料
 - ・ （仮称）上瀬谷通信施設公園整備事業に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について（依頼）（写し）
事務局資料
 - ・ （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について（依頼）（写し）
事務局資料
 - ・ 法対象事業と条例対象事業の配慮書手続き等について
事務局資料
 - ・ （仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 計画段階環境配慮書に係る手続について
事務局資料
 - ・ （仮称）上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書に係る手続について
事務局資料
 - ・ （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 計画段階配慮書に係る手続について
事務局資料
 - ・ （仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 計画段階環境配慮書の概要
事業者資料
 - ・ （仮称）上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書の概要
事業者資料
 - ・ （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 計画段階配慮書の概要
事業者資料